TTC DSL専門委員会スペクトル管理SWG会合 (第19回)

平成16年11月19日 長野県協同電算

JJ100.01第三版への具体的記載内容

弊社は、SWG会合の場において、第二版の保護判定基準をより公正なものに改定して第三版に記載する合意を得ることができなかったため、アドホック会議の場で導入判定基準を記載する案が提出されたと考える。すなわち導入判定基準は、ソフトバンクBBが提出した妥協案のひとつでしかない。しかし弊社は、さしあたりこの妥協案を支持する。

もしもこの妥協案 = 導入判定基準でも合意を得ることができないのであれば、弊社から別途妥協案を提出する。たとえば、第二版で収容が容認されているsOL方式のシェーピングをより強化して下り伝送で使用する周波数帯域の下限を60kHz程度までとし、一方、EU方式が下り伝送に及ぼす影響もそれと等価なものにする等の新妥協案を提出する用意がある。そのような妥協案、すなわち上りへの影響と下りへの影響を公正に評価し、sOL(およびOL)方式とEU方式を平等に扱い双方に必要な規制を加えるという妥協案は、少な<とも以下の内容を含むものになる。

導入判定基準という考えを却下し、あらためて保護判定基準の見直しを要求する ものになる。

ISDN等TDD回線による影響をいったん棚上げし、FDD回線間の影響だけを検証するものになる。

しかし導入判定基準という妥協案が存在し、弊社もそれに賛成している以上、弊社から新妥協案を提案することはできない。よって、第三版に導入判定基準を記載するかどうかについての採決を行うことを希望する。

以上。